

安全保障理事会 2207 (2015)

2015年3月4日、安全保障理事会第7397回会合にて採択

安全保障理事会は、

諸決議 825 (1993)、1540 (2004)、1695 (2006)、1718 (2006)、1874 (2009)、1887 (2009)、1928 (2010)、1985 (2011)、2050 (2012)、2087 (2013)、2094 (2013)、2141 (2014) を含む安保理の従前の関連諸決議並びに 2006年10月6日(S/PRST/2006/41)、2009年4月13日(S/PRST/2009/7) および 2012年4月16日(S/PRST/2012/13) の安保理議長諸声明を想起し、

決議 1874 (2009) の第 26 項に従った、同項により規定された任務を実行するため、委員会の指示の下の、専門家パネルの創設を想起し、

決議 1874 (2009) の第 26 項に従って事務総長により任命された専門家パネルによる中間報告書および同パネルによる 2015年2月23日の最終報告書(S/2015/131) を想起し、

制裁についての一般問題に関する安全保障理事会非公式作業部会の報告書(S/2006/997) に含まれた制裁監視メカニズムの報告のための方法の基準を想起し、

議長ノート(S/2006/997) により規定された指針を念頭に置きつつ、安全保障理事会補助機関課のための専門家の名簿を拡大しかつ改善するために事務局により果たされた努力を歓迎し、

その点について、決議 1874 (2009) の第 26 項に具体化された、専門家パネルの職務権限に従った、信頼に足る、事実に基づいた、独立した評価、分析および勧告の重要性を強調し、

核兵器、化学兵器および生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定して、

国際連合憲章の第 7 章の第 41 条にもとづいて行動して、

1. 決議 1874 (2009) の第 26 項において具体化されそして決議 2094 (2013) の第 29 項で修正された、専門家パネルの職務権限を 2016 年 4 月 5 日まで延長することを決定し、遅くとも 2016 年 3 月 7 日までに職務権限を再検討しそして更なる延長に関して適切な措置を講じる安保理の意図を表明し、また事務総長に対し、この趣旨で必要な行政的措置を講じることを要請する。

2. 専門家パネルに対し、遅くとも 2015 年 8 月 5 日までにその活動に関する中間報告書を委員会に提供することを要請し、そして委員会との議論の後に、専門家パネルが 2015 年 9 月 7 日までにその中間報告書を安保理に提出することを更に要請し、またその所見および勧告と共に遅くとも 2016 年 2 月 5 日までに委員会への最終報告書も要請し、そして委員会との議論の後に、専門家パネルが、遅くとも 2016 年 3 月 7 日までにその最終報告書を安保理に提出することを更に要請する。

3. 専門家パネルに対し、パネルの再任命の後遅くとも 30 日までに、計画されている活動予定を委員会に提供することを要請し、委員会に対し、この活動予定についての定期的な議論に関与することおよびその活動についてパネルと定期的に関与することを奨励し、そして専門家パネルに対し、この活動予定に対する最新情報を委員会に提供することを更に要請する。

4. パネルの活動に関心を持ち続ける安保理の意図を表明する。

5. 全ての国家、関連する国際連合機関および他の関係当事者に対し、決議 1718 (2006) に従って設立された委員会および専門家パネルと、とりわけ決議 1718 (2006)、決議 1874 (2009)、決議 2087 (2013) および決議 2094 (2013) により課された措置の実施について任意で情報を提供することにより、十分に協力することを促す。

6. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。